

いしかわ週休 2 日工事 実施要領

1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休 2 日（4 週 8 休相当）に取り組む、「いしかわ週休 2 日工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

全ての工事を発注者指定型（月単位の現場閉所）で発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

3 用語の定義

（1）現場閉所

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含め 1 日を通して、現場事務所が閉所するもの。

（2）交替制

交替制とは、現場閉所による休日確保が困難となる工事（災害復旧工事）について、技術者および技能労働者が、交替しながら対象者の平均休日を確保するもの。

（3）月単位の週休 2 日

工期内の対象期間において、全ての月で週休 2 日（4 週 8 休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月での週休 2 日（4 週 8 休相当）の休日を確保するもの。

（4）通期の週休 2 日

工期内の対象期間において、週休 2 日（4 週 8 休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら週休 2 日（4 週 8 休相当）の休日を確保するもの。

4 週休 2 日の定義

4-1 週休 2 日工事（現場閉所）【対象：全ての工事】

ア) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で月単位の週休 2 日（4 週 8 休相当）の現場閉所を確保することとする。

月単位の 4 週 8 休相当とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日 / 28 日）の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

イ) 通期

工期内の対象期間において、通期の週休 2 日（4 週 8 休相当）の現場閉所を確保することとする。

通期の 4 週 8 休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、現場閉所日数の割合が 28.5%

(8日／28日)の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡回等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

4-2 週休2日工事（交替制）【対象：災害復旧工事（港湾・営繕・機械設備工事を除く）】

ア) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。

月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準休日率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能従事者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

イ) 通期

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら通期の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準休日率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能従事者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

5 取組内容

5-1 工期設定

原則として(1)により設定することとするが、これによりがたい場合は(2)によることができるものとする。

(1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

| 全体工期 | | |
|------------------------|----------------------------|---------------------|
| 準備 工種毎設定 ※30～90日 | 工事期間 〔施工量／標準日当り施工量〕×1.9 | 後片付け 20日 |
| 30 | | 砂防・地すべり等、河川維持 |
| 40 | | 河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良 |
| 50 | | 舗装(新設)、道路維持 |
| 60 | | 橋梁保全、舗装(修繕) |
| 70 | | PC橋 |
| 80 | | 共同溝等、トンネル |
| 90 | | 鋼橋架設、電線共同溝 |

(2) 過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、週休2日を考慮するため、1月当たり4日を加算し工期を設定すること。

送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、原則として、1月当たり4日を加算すること。

5-2 週休2日工事（交替制）への変更協議

受注者は、週休2日工事（交替制）への変更を希望する場合、現場着手前までに、様式2の協議書により、週休2日工事（交替制）の実施について発注者と協議すること。

5－3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置することとする。

5－4－1 工程管理（週休2日工事（現場閉所））

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式1）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式1）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式1）を作成し、監督員に提出することとする。

5－4－2 工程管理（週休2日工事（交替制））

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式3）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式3）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式3）を作成し、監督員に提出することとする。

6 週休2日の確認方法

6－1 週休2日工事（現場閉所）

発注者は、4－4－1の休日取得〔実績〕表（様式1）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6－2 週休2日工事（交替制）

発注者は、4－4－2の休日取得〔実績〕表（様式3）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

7 費用

7-1 週休2日工事（現場閉所）、週休2日工事（交替制）

当初設計では月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じた積算を行う。

工事完了時に週休2日（4週8休相当）の達成状況を確認した上で「いしかわ週休2日工事実施要領細則」に示す補正係数に変更するものとする。

8 評定（営繕工事は除く）

月単位または通期の週休2日の達成が確認できた場合は、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2. 5点の加点を行う。

月単位の週休2日の達成が確認できた場合は、上記の加点に加えて、施工状況（第二次評定）における「建設現場における月単位の週休2日（4週8休相当）を達成」において、1点の加点を行う。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、土木部工事成績評定要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、7. 5点を減ずる措置を行うものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年8月1日から適用する。

- (改定 平成29年 5月23日一部改定)
- (改定 平成30年 4月 1日一部改定)
- (改定 平成30年10月 1日一部改定)
- (改定 令和 2年 5月 1日一部改定)
- (改定 令和 3年 4月 1日一部改定)
- (改定 令和 4年 4月 1日一部改定)
- (改定 令和 5年 4月 1日一部改定)
- (改定 令和 6年10月 1日一部改定)
- (改定 令和 7年 4月 1日一部改定)

■工事看板参考図（別図1）



ひやくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。